

「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する 指針（ガイドライン）」の策定について

杉並区立中学校における運動部活動を持続可能なものとするため、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）及び東京都教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年4月）の内容を踏まえ、「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」を以下のとおり策定したので報告する。

1 策定の趣旨等

- 本指針は、済美養護学校中学部を含む杉並区立中学校（以下「中学校」という。）運動部活動（以下「部活動」という。）を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 文化部活動に関しては、「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月 東京都教育委員会）に準拠するとともに、本指針に定める内容を踏まえて運営を行う。
- 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本指針に基づき中学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 指針に盛り込んだ内容

- ① 適切な運営のための体制整備
- ② 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- ③ 適切な休養日等の設定
- ④ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- ⑤ 学校単位で参加する大会等の見直し

3 ガイドラインの内容

別紙「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」のとおり

杉並区教育委員会 運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）

策定の趣旨等

- 本指針は、済美養護学校中学部を含む杉並区立中学校（以下「中学校」という。）運動部活動（以下「部活動」という。）を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 文化部活動に関しては、「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月 東京都教育委員会）に準拠するとともに、本指針に定める内容を踏まえて運営を行う。
- 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本指針に基づき中学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

（1）運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本指針に則り毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問（以下「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 教育委員会は、部活動支援事業として現在行っている外部指導員事業と部活動活性化事業を円滑に運営していくとともに、新たに部活動指導員¹の任用・配置についても検討を行う。

- イ 校長は、生徒や教員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施するよう、適正な数の部活動を設置する。
- ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や外部指導員等の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては「部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月 文部科学省)に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。さらに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や生徒の成長期における心と身体の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- エ 校長及び顧問は、夏季の部活動の実施にあたっては、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（平成 30 年 7 月 公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における部活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

（２）運動部活動用指導手引きの活用

- ・ 顧問は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体²が作成した指導手引を活用して、上記 2（１）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活をおくることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究³も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- I 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、週休日（祝日等を含む）は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り替える。）
- II 長期休業中の休養日の設定についても上記「I」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- III 週休日（祝日等を含む）に中学校体育連盟の主催する大会以外の大会（各競技団体主催大会等）に参加した場合は、週休日（祝日等を含む）の休養日を平日に振替えることとし、週 2 日の休養日は必ず設ける。ただし、中学校体育連盟の主催する大会へ参加する場合についてはその限りでは無い。

【活動時間】

- ・ 1 日の活動時間は、長くとも学期中の平日では 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、上記 1（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本指針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

- ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体共通の部活動休養日を設ける

ことや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること等、地域や学校の実態を踏まえて工夫する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置等

- ア 校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、学校間で調整して合同チームを組織することができる。教育委員会は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、学校のニーズを把握し、合同部活動制度の推進を図る。
- イ 教育委員会及び校長は、人数が足りず、単一校では実施が困難な部活動に関しては、杉並区内の特定の中学校を拠点とした部活動の実施を検討していく。
- ウ 校長は、部活動が生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことのできる部活動を設置するよう努める。

(2) 地域との連携等

- ・ 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 教育委員会及び杉並区中学校体育連盟は、部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長は、上記アで定められた目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

～注釈～

- 1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 スポーツ競技の国内統括団体

- 3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえたうえで、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 回設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。